愛知県環境影響評価審査会　会議録

1　日時　2026 年（令和８年）10 月２日（金）午後３時から午後４時 40 分まで

2　場所　愛知県庁本庁舎　２階　講堂

3　議事
（１）（仮称）田原中山風力発電事業に係る環境影響評価準備書について
（２）東三河都市計画道路１・４・３号　浜松湖西豊橋道路　環境影響評価準備書について

4　出席者
（１）委員
市野委員、佐野委員、龍田委員
【オンライン出席】
中山会長、阿部委員、岡村委員、長田委員、北村委員、庄子委員、内藤委員、中野委員、楢崎委員、廣岡委員、丸山委員、義家委員、渡邊委員
（以上 16 名）
（２）事務局
環境局：
木和田局長、大谷技監
環境局環境政策部環境活動推進課：
西川課長、小川担当課長、國立課長補佐、佐藤主査、西森主査、林主査
（以上８名）
（３）事業者等
15 名

5　傍聴人
４名

6　会議内容
（１）開会
・　会議録の署名について、中山会長が市野委員と中野委員を指名した。

（２）議事
ア　（仮称）田原中山風力発電事業に係る環境影響評価準備書について
・　資料１－２について、佐野部会長から説明があった。

＜質疑応答＞
【中山会長】資料１－２の部会報告について意見はないため、このまま審査会の答申

としてよろしいか。

（委員から意見等はなし）

【中山会長】異議なしとされたので、部会報告の内容をこのまま審査会から知事への答申とする。

・　資料１－２の「(仮称) 田原中山風力発電事業に係る環境影響評価準備書について（報告)」を、そのまま審査会答申とすることで了承され、別紙１のとおり答申した。

イ　東三河都市計画道路１・４・３号　浜松湖西豊橋道路　環境影響評価準備書について

・　東三河都市計画道路１・４・３号　浜松湖西豊橋道路　環境影響評価準備書について、別紙２のとおり諮問を受けた。
・　資料２について、事務局から説明があった。

＜質疑応答＞

【長田委員】粉じん等に関してお聞きする。予測結果が季節ごとに示されており、冬季は低い値であるなど季節間で値に差があるが、これは排出量が季節変化するためか、それとも風向頻度が季節変化するためか。

【都市計画決定権者】風向頻度が季節変化するためである。

【長田委員】では、冬季は予測地点に対して発じんする場所が相対的に風上に位置するという理解で良いか。

【都市計画決定権者】そのとおりである。

【長田委員】粉じん等の予測では、一部の季節・予測地点で結構な値が出ているが、一方で浮遊粒子状物質については影響は軽微という説明であった。粉じんは季節別の値が出るのに対し、浮遊粒子状物質は年平均値で評価するためか。

【都市計画決定権者】お見込みのとおり、浮遊粒子状物質は年平均値で評価するためである。

【長田委員】浮遊粒子状物質の予測時に、掘削工事、特に削岩機から発生するダストの影響は発生源として考慮されているか。

【都市計画決定権者】建設機械の稼働に係る浮遊粒子状物質の予測においては、建設機械からの排出ガスに含まれる浮遊粒子状物質を予測対象としており、掘削時の土の舞い上がりについては考慮していない。掘削工事で舞い上がる土の影響に関しては、建設機械の稼働に係る粉じん等の予測において考慮している。

【長田委員】他の事例でも予測方法は同様か。

【都市計画決定権者】その通りである。

【長田委員】建設機械の稼働に係る浮遊粒子状物質の予測において、掘削工事、特に削岩機から発生するダストの影響を考慮できると良いと思ったが、現状の整理でも仕方がないと思う。

それから、対象事業実施区域のトンネル区間に診療所があるが、精密機械など振動に弱い機器があると影響を受けかねないので、事前連絡や問合せを行うのか。

【都市計画決定権者】事業実施段階において、周辺の方々に対して丁寧な説明を実施し、必要に応じて適切な措置を行っていく。

【廣岡委員】水質について４点指摘する。

１点目は、p.11-5-10 の予測手法において「類似事例を用いて推定」とあるが、その類似事例の内容や、時期、流域や河川などが具体的に書かれていない。予測の妥当性を判断できないため、具体的に示してほしい。

２点目は、同ページの予測の結果において、本来は環境保全措置である「裸地の転圧」や「裸地のシート等による被覆」や「法面の早期緑化」を予測の前提とし、その結果として影響は極めて小さいと予測し、環境保全措置の検討は行わない、としている。こうしてしまうと、記載した対応が実際に実施されるかどうかの保証がなく、その効果を確認することもできない。そのため、「裸地の転圧」等は予測の前提ではなく、環境保全措置として適切に位置づけをし、具体的な実施内容、実施時期、その効果と不確実性をしっかり記載すべきと考える。

３点目は、同じく予測の結果において「必要に応じて濁水の流出を防止する沈砂池等を設ける」旨の記載があるが、必要性を判断する基準の記載がない。そのため、この基準について具体的に示してほしい。

４点目は、濁水が発生するのは降雨時と思われるが、現地調査は平水時に行われており、降雨時の現況が把握されていないため、予測に不確実性があると思われる。そのため、事業実施段階における河川の状況等の調査について検討するとともに、降雨時の現況把握も含めるべきだと考える。そうしないと、予測の不確実性を補うことができないと思われる。

【事 務 局】ご意見をいただいた箇所に関し、都市計画決定権者と調整させていただく。

【渡邊委員】マツバランは胞子が風で飛んでいくので、今回の調査で確認された箇所以外でも出現する可能性があるため、留意されたい。現在、愛知県内で調べていても、コンクリートや壁の隙間のような色々な場所で生育が確認される。仮に出現した場合、それを保全するかどうかは、その状況によって考えればよい。

【事 務 局】いただいたご意見を参考にさせていただく。

・ 東三河都市計画１・４・３号　浜松湖西豊橋道路　環境影響評価準備書について、浜松湖西豊橋道路部会（別紙３）を設置し、その審査が付託された。

（３）閉会

別紙１

令和８年 10 月２日

愛　知　県　知　事
　大　村　秀　章　殿

愛知県環境影響評価審査会
会　長　　中　山　惠　子

（仮称）田原中山風力発電事業に係る環境影響評価準備書について
（答申）

令和８年７月３日付け８環活第 186 号の諮問については、別添のとおり答申します。

別　添

（仮称）田原中山風力発電事業に係る環境影響評価準備書についての答申

はじめに

（仮称）田原中山風力発電事業に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）について、環境の保全の見地から慎重に検討を行った。

事業者は、以下の事項について十分に検討し、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載するとともに、評価書に記載される内容に従って環境保全に万全を期する必要がある。

１　全般的事項

（１）本事業では、対象事業実施区域の全域が三河湾国定公園の第２種特別地域及び鳥獣保護区に指定されていることに加え、当該区域の大部分が保安林に指定されており、重要な自然環境のまとまりの場となっていることから、動物、植物、生態系、景観等への影響を可能な限り低減することが求められる。

また、対象事業実施区域及びその周囲には風力発電所が集中していることから、それらの累積的な影響（以下「累積的影響」という。）を適切に考慮することが必要である。

このため、事業の実施に当たっては、関係機関や専門家の助言を得ながら、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）を始めとする関係法令に基づく措置や、準備書に記載されている環境保全措置を確実に実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術の導入や工事の工程及び施工方法の工夫等により、更なる環境影響の低減に努めること。

（２）環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講ずること。

２　騒音及び超低周波音、風車の影

騒音及び超低周波音並びに風車の影については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針（平成 29 年５月 環境省）」に定める指針値等の値を下回る場合にあっても、人の感覚を刺激して心理や情緒に影響を及ぼすおそれがあることから、地域住民の生活環境の保全に十分に配慮するとともに、施設の稼働後に苦情等の申立てがあった場合には、適切に調査を行い、その結果を踏まえた対策を講ずること。

３　動物、植物、生態系

（１）鳥類等の風車への衝突や移動経路の阻害について、種ごとの生息数や累積的影響などを踏まえ、適切に評価を行うこと。また、調査及び予測の結果から一定の影響が懸念されるとともに、予測には不確実性も伴うことから、衝突リスクが高い時期及び時間帯に風車の稼働を停止するなど、更なる環境保全措置の実施について検討すること。

（２）鳥類の種ごとの衝突リスクについて、回避率が明らかでない種にあっては、複数の回避率を用いて予測及び評価を行うとともに、それらの結果を事後調査の結果に照らして検証すること。

（３）事後調査の実施に当たっては、あらかじめ環境への影響が著しいと判断すべき事象を具体的に設定するとともに、それらの事象に応じた環境保全措置を検討すること。

（４）野生動植物の生息・生育環境への影響を低減するため、工事による土地の改変及び支障木の伐採が必要最小限となるよう努めるとともに、改変後の土地の植生の回復に当たっては、専門家等の助言を得ながら適切な手法を検討し、実施すること。

４　景観

風力発電所の設置に当たっては、周辺の風致又は景観との調和に努めるなど、三河湾国定公園の海岸景観の保全に最大限配慮すること。

５　その他

（１）評価書の作成及び公表に当たっては、住民等の意見に配慮し、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めること。

（２）事業の実施に当たっては、地元への丁寧な説明等の積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望等に適切に対応すること。

検　討　の　経　緯

年 月 日	会　　議	備　　考
令和８年７月３日	審 査 会	知事からの諮問 準備書の内容の検討 部会の設置及び付託
令和８年７月31日	部　　会	準備書の内容の検討 住民意見の概要等の検討 関係市町長意見の検討
令和８年９月24日	部　　会	準備書の内容の検討 公聴会意見の検討 部会報告（案）の検討
令和８年10月２日	審 査 会	準備書の内容の検討 部会報告 答申の検討 知事への答申

愛知県環境影響評価審査会委員

	阿部　順子	椙山女学園大学生活科学部准教授
	市野　良一	名古屋大学大学院工学研究科教授
	伊藤　由起	名古屋市立大学大学院医学研究科准教授
	鵜飼　真貴子	名古屋大学大学院環境学研究科准教授
	岡村　聖	名古屋産業大学現代ビジネス学部教授
	長田　和雄	名古屋大学大学院環境学研究科教授
	小野　悠	豊橋技術科学大学建築・都市システム学系准教授
○	神谷　浩二	岐阜大学工学部教授
	北村　亘	東京都市大学環境学部教授
	佐野　泰之	愛知工業大学工学部教授
	庄子　晶子	名古屋大学大学院環境学研究科教授
	須山　知香	岐阜大学教育学部教授
	龍田　建次	愛知学泉大学家政学部教授
	塚田　森生	三重大学大学院生物資源学研究科教授
	内藤　久雄	金城学院大学生活環境学部教授
	中野　正樹	名古屋大学大学院工学研究科教授
◎	中山　惠子	中京大学経済学部教授
	楢﨑　友子	名城大学農学部准教授
	廣岡　佳弥子	岐阜大学環境社会共生体研究センター准教授
	丸山　康司	名古屋大学大学院環境学研究科教授
	横田　久里子	豊橋技術科学大学建築・都市システム学系教授
	義家　亮	岐阜大学工学部教授
	渡邊　幹男	愛知教育大学自然科学系教授

◎会長　○会長代理　　（敬称略、五十音順）

別紙２

８環活第397号
令和８年10月２日

愛知県環境影響評価審査会
会長　中山　惠子　様

愛知県知事　大　村　秀　章

東三河都市計画道路１・３・４号　浜松湖西豊橋道路　環境影響評価準備書について（諮問）

このことについて、愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）第33条において準用する同条例第20条第４項の規定に基づき、貴審査会の環境の保全の見地からの意見を求めます。

担　当　環境局環境政策部環境活動推進課
環境影響・リスク対策グループ
内　線　052-954-6211（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

別紙３

愛知県環境影響評価審査会 浜松湖西豊橋道路部会構成員

委員名	所属等
岡村（おかむら） 聖（きよし）	名古屋産業大学現代ビジネス学部教授
小野（おの） 悠（はるか）	豊橋技術科学大学建築・都市システム学系准教授
北村（きたむら） 亘（わたる）	東京都市大学環境学部教授
佐野（さの） 泰之（やすゆき）	愛知工業大学工学部教授
須山（すやま） 知香（ちか）	岐阜大学教育学部教授
塚田（つかだ） 森生（もりお）	三重大学大学院生物資源学研究科教授
内藤（ないとう） 久雄（ひさお）	金城学院大学生活環境学部教授
中野（なかの） 正樹（まさき）	名古屋大学大学院工学研究科教授
廣岡（ひろおか） 佳弥子（かやこ）	岐阜大学環境社会共生体研究センター准教授

（敬称略、五十音順）